



第201700102982号
平成29年7月31日

自然電力株式会社
代表取締役 磯野 謙 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境保全の見地からの知事意見について (通知)

このことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第14条第3項の規定による意見は、下記のとおりです。

(担当) 生活環境部環境立県推進課 池山、竹永 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

記

1 総括的事項

- (1) 配慮書段階において収集した情報及び得られた環境保全の見地からの意見等は、今後の事業計画の検討に適切に反映するとともに、位置・規模又は構造・配置等の決定に当たっては、環境への影響を可能な限り回避または低減するよう最大限努めること。また、事業計画の決定に関して、環境影響への配慮の観点からの検討経過を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に詳細に記載すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者の理解が不可欠である。環境要素に応じて十分な範囲の地域の関係者に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他の手法により関係者からの意見を聴取する機会を適切に設け、関係者からの意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、誠実に理解醸成に努めること。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標について、学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設やそこで居住あるいは活動する人々の存在なども踏まえて十分に検討し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどして適切に設定するとともに、その設定根拠等を方法書に詳細に記載すること。また、環境影響評価の実施により、重大な環境影響が予測された場合は、事業の規模や風車の設置基数の縮小も含めて、計画の見直しを検討すること。

- (4) 事業実施想定区域のA地区及びB地区に挟まれる地域においては、両地区それぞれに風車が建設された場合、それぞれからの影響を複合的に受けることが懸念されるため、この点を踏まえて当該地域に係る環境影響評価を実施すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

事業実施想定区域周辺には、複数の住居が存在し、また学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設が存在しており、風力発電機の稼働に伴い発生する騒音及び超低周波音によるこれらへの重大な影響が懸念される。事業計画の検討に当たっては、適切に環境影響評価を実施し、可能な限り風力発電機と住居等との離隔距離を確保すること、また低騒音型の機種を選定することなどにより、影響を最大限回避又は低減する計画とすること。

また一部の地域は二つの事業実施想定区域A地区及びB地区に挟まれる形となることから、騒音及び超低周波音等による生活環境への複合的な影響について適切に予測及び評価を行い、風力発電施設の位置等の検討を行うこと。

さらに、事業実施想定区域の周辺では、環境省が選定した「残したい日本の音風景 100 選」として「因州和紙の紙すき」が選ばれており、このような地域の音環境の保全も考慮して予測評価の指標を検討すること。

(2) 水環境

事業実施想定区域周辺には二級河川である日置川、河内川、勝部川などが存在し、また早牛水源地や蔵内水源地等の水道水源のほか、バイカモの群生地となっている布勢の清水など県内有数の湧水も存在している。事業実施に伴う土地の改変等による濁水の発生や地下水への影響により、これら河川水や水道水源、湧水等に影響を及ぼすことのないよう、適切に環境影響評価を実施したうえで、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(3) 重要な地形及び地質

事業実施想定区域の全域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであることを踏まえ、「重要な地形及び地質」について影響を受けるおそれがある環境要素として選定し、適切に環境影響評価を実施したうえで、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(4) 風車の影

事業実施想定区域の地形は最も高いところでB地区で328m、A地区で258mの標高となる小起伏山地となっており、風力発電機は住居等よりも標高が高い位置に建設されることが推測される。この場合、風車の影の影響範囲は平地に建設された場合に比べて、より遠距離まで及ぶおそれがあると考えられるため、風力発電機の配置及び標高、また風力発電機と住居等との離隔距離等に十分留意しながら、影響を最大限回避又は低減する計画とすること。

(5) 動物、植物、生態系

事業実施想定区域内には、自然植生のスダジイ群落が存在し、付近には猛禽類の生息情報も得られている。加えて「動植物相の情報が少ない地域」とする専門家からのヒアリング内容を

踏まえると、現状の予測評価には一定の不確実性がうかがえる。また、事業の影響は事業実施区域の周辺にも及ぶことなども踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うに十分な調査範囲、調査時期等を考慮して環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(6) 景観

鳥取市では、市域全体を景観計画地域の対象として景観づくりの基準を策定していることから、関係機関と協議及び調整の上、事業計画の検討を行うこと。

また、風力発電機の視認の可能性がある眺望点には、山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園とその城下町等が存在することも踏まえて環境影響評価を実施すること。

加えて、主要な眺望景観からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの眺望景観、さらには日中のみでなく夜間における景観も含め、適切に環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(7) 文化財

事業実施想定区域周辺には国指定の史跡「青谷上寺地遺跡」の他、多数の文化財が存在しており、また事業実施想定区域内においても周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うこと。

(8) 事業地の選定

事業実施想定区域内には水源かん養保安林及び土砂崩壊防備保安林、砂防指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地などが存在している。事業計画の検討においては、これらと風力発電施設との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切な対応を行うこと。

受環生第866号
平成29年10月2日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取市長 深澤 義彦



(仮称)鳥取風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について(回答)
(対平成29年9月12日付け第201700147438号)

このことについて、下記のとおり回答します。

記

計画段階環境配慮に対する意見について

- (1) 事業実施想定区域の一部は、鳥取都市計画区域内(市街化調整区域)、気高都市計画区域、鹿野都市計画区域内、八頭中央都市計画区域内及び電波法の告示に係る伝搬障害防止区域内に該当します。
(鳥取市都市整備部建築指導課)
- (2) 調査、予測及び評価について環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に沿って、実施すること。
指針値について環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に沿って、設定すること。
風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されており、風車騒音の騒音レベルに関わらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられる。周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮を欠かさないこと。
(鳥取市環境下水道部生活環境課)
- (3) 本市では市全域を景観計画区域の対象としています。
当該箇所周辺は山並みや稜線の保全を図る地域として計画し、尾根の近くにおいては稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うよう景観づくりの基準を策定しています。
よって、設計計画時には事前協議及び鳥取市景観形成審議会で見解照会を行ったうえで、景観法第16条第1項の届出を提出してください。
なお、事業実施にあたり景観に係る近隣地域において事前説明会を開催する等、住民の理解を得るよう心掛けてください。
(鳥取市都市整備部都市環境課)
- (4) 1. 景観への配慮
事業実施想定区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリアに位置しており、景観の大幅な改変が予想される。事業が実施された場合は、事業終了後の景観の復元までの計画が示される必要がある。また、予定地の地質は約1億年前の安山岩や、約4000万年前の深成

岩等で成り立っており、それらの特徴的な地質の露頭が発見された場合は、速やかに鳥取市担当課や山陰海岸ジオパーク推進協議会と地質調査・保全に向けた連携をとることが必要である。

2. 生態系への配慮

事業実施想定区域の近くには湖山池があり、オオワシなどの野鳥の飛来地となっているため、バードストライク等の鳥類への影響が懸念される。野鳥の飛翔コースと直行させないようにするなど、生態系破壊にならない配慮が必要である。

3. 地域経済に対する効果

第一種事業の目的に「本事業は、上記の社会情勢に鑑み、好適な風況を活かし、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、徹力ながら電力の安定供給に寄与すること、地域に対する社会貢献を通じた地元の復興に資することを目的とする。」とあるが、ここに示される「地域」や「地元」の地域スケールが不明瞭であり、かつ、「地元の復興」が何を意味するかがわからない。具体的な計画について教示願いたい。

(鳥取市経済観光部鳥取砂丘・ジオパーク推進課)



第201700192724号
平成29年11月8日

合同会社 NWE-09 インベストメント
代表社員 日本風力エネルギー株式会社
職務執行者 アダム・ベルンハード・バリーン 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境保全の見地からの
知事意見について (通知)

このことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第14条第3項の規定による意見は、別紙のとおりです。

(担当) 生活環境部環境立県推進課 池山、竹永 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

本事業は、鳥取県鳥取市において最大で総出力 160,000kW、基数にして 36 基程度の風力発電機の導入を目指すものであり、これは現在国内で稼働している最大規模の風力発電所（80,000kW、三重県）を大きく上回る規模である。また、本事業は、既存の道路が殆どない、木々が多くみられる山間部において開発を行うもので、その事業実施想定区域は集落を囲むような地域を選定している。これらを踏まえると、本事業に係る環境影響は、一般的な風力発電事業を実施する場合に比べ、自然環境への影響はもとより、近隣住民等への重大な環境影響が懸念されることから、環境影響評価は極めて慎重に実施されなければならないことは言うまでもない。

この度の事業規模を勘案すると、風力発電機の設置に伴う取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置や工事の実施による重大な環境影響が生じる可能性が十分に懸念される場所であるが、本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）においては、計画熟度が低いこと及び環境保全措置の実施により環境影響の低減が可能であるなどとして、これらを計画段階配慮事項として選定しないこととしている。このような姿勢は慎重さに欠けており、本配慮書は計画段階配慮事項の検討が十分に行われたものとしては認めがたい内容となっている。

については、以下の意見を踏まえ、極めて注意深く環境影響評価を実施することとし、またその結果を念頭に環境への影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう、事業規模の大幅な縮小や、影響を十分に回避・低減できないと予測された場合には事業の廃止も含めて事業計画を検討すること。

1 総括的事項

- (1) 本事業においては、その規模を勘案すると風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置や工事の実施に係る重大な影響が懸念される。については、計画段階環境配慮事項として改めてこれらによる環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。その結果、重大な環境影響が予測された場合は、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。また、その検討の経過は環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において詳細に示すこと。
- (2) 今後の環境影響評価の実施に当たっては、事業実施に伴うあらゆる環境影響を想定し、漏れない、極めて慎重な環境影響評価を実施すること。また、実施に当たっては、予測の不確実性を増大させる要因を最大限排除し、信頼性の高い予測・評価とするよう努めること。
- (3) 配慮書段階において収集した情報及び得られた環境保全の見地からの意見等は、今後の事業計画の検討に適切に反映するとともに、位置・規模又は構造・配置等の決定に当たっては、環境への影響を可能な限り回避または最大限低減するよう努めること。また、事業計画の決定に関して、環境影響への配慮の観点からの検討経過を方法書に詳細に記載すること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者の理解が不可欠である。計画熟度の低い現段階を含め可能な限り早い段階から、環境要素に応じて十分な範囲の地域の関係者に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他の手法により関係者からの意見を聴取する機会を適切に設け、関係者からの意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、誠実に理解醸成に努めること。

- (5) 環境影響評価の実施に当たっては、各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標について、学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設やそこで居住あるいは活動する人々の存在なども踏まえて十分に検討し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどして最大限安全側に立って適切に設定するとともに、その設定根拠等を方法書に詳細に記載すること。また、環境影響評価の実施により、重大な環境影響が予測された場合は、事業計画を見直すこと。
- (6) 事業実施想定区域内及びその周辺には多数の住居等が存在し、そのような区域内に36基もの風力発電機が設置される計画であることから、複数の風力発電機に囲まれる住居等が少なからず生じることが見込まれる。このような住居等では周囲の風力発電機から複合的に環境影響を受けることが強く懸念されるため、この点を踏まえて当該地域に係る環境影響評価を適切に実施すること。
- (7) 事業実施想定区域の周辺では、他事業者により「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」について環境影響評価法に基づく手続が進められていることから、この事業との累積的な影響が懸念される。各環境要素に係る累積的な影響を予測・評価するために必要な情報の収集や他事業者と協議・調整を行った上で事業計画を検討するなど、その累積的な影響を可能な限り回避又は最大限低減すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

事業の規模が大きいことから、工事車両の走行や建設機械の稼働等の工事の実施による排ガス及び騒音・振動の影響についても重大な影響が懸念されるため、適切に環境影響評価を実施し、工事の実施によるこれらの影響を可能な限り回避又は最大限低減すること。

(2) 騒音及び超低周波音

本事業は、36基もの風車が事業実施想定区域内に設置される大規模な計画であり、配置によっては複数の風力発電機に囲まれる住居等が少なからず生じることが見込まれる。そのような地域では周囲の風力発電機から発生する騒音及び超低周波音による複合的かつ重大な影響を受けることが強く懸念され、事業者にはこの重大な影響を回避するための慎重な検討が求められる。

本配慮書においては、「特に配慮が必要な施設等からの距離に留意して、風力発電機の配置及び機種を検討する」、「騒音及び超低周波音の影響の程度を把握し、必要に応じて保全措置を検討する」ことなどにより、「重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価」しているが、風力発電機と特に配慮が必要な施設等との距離を最低限どの程度確保する方針としているか、具体的にどのような環境保全措置を取り得るのか、複数の風力発電機からの複合影響を踏まえ配置をどのように検討する方針か等が示されていないなど、重大な影響を回避又は低減出来る可能性が高いと評価する根拠として不十分であると考えられる。

については、計画段階配慮事項としてこれらについて改めて検討を行い、現計画において真に重大な影響を回避又は低減が可能であることの追加の根拠を示すこと。また、この結果重大な影響を回避又は低減できる根拠が示せない場合は、重大な影響を及ぼす可能性があるものとして、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

また、方法書以降の手続においても、上記に十分留意のうえ環境影響評価を実施し、影響を

可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

(3) 水環境

事業実施想定区域内には一級河川である湖山川、野坂川、砂見川などが存在し、また川内水源地や明治水源地等の水道水源のほか、農業用水として取水されている大谷池や下小谷池なども存在している。また、事業実施想定区域の下流側には、県の観光資源としても重要な湖山池や吉岡温泉なども存在している。

事業に伴う工事の実施等による水質への影響について、配慮書において計画段階配慮事項として選定していないが、工事の実施等による濁水の発生等により、これら河川水や地下水、水道水源、農業用水、湖沼等の水質への重大な影響は十分に懸念されるところである。ついては、計画段階配慮事項として、改めて工事の実施による水質への環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。また、その結果、重大な環境影響が予測された場合は、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

また、方法書以降の手続においても、上記に十分留意のうえ環境影響評価を実施して影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

(4) 重要な地形及び地質

本事業では、風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置及び工事の実施により、大規模な地形の改変が見込まれる。この改変により、土砂崩壊や地すべりのリスクが増加することが懸念される。これら付帯設備の設置や工事の実施による地盤の安定性の変化について環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。なお、地盤の安定性の変化について検討する際は、事業実施想定区域内に鹿野断層、岩坪断層等が存在していることなども考慮すること。

また、事業実施想定区域の全域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであることを踏まえ、重要な地形及び地質について適切に環境影響評価を実施したうえで、その結果を事業計画に反映すること。

(5) 風車の影

事業実施想定区域の地形は小起伏山地を中心とする山がちな地形となっており、風力発電機は周辺の住居等よりも標高が高い位置に建設されることが推測される。この場合、風車の影の影響範囲は平地に建設された場合に比べて、より遠距離まで及ぶおそれがあると考えられるため、風力発電機の配置及び標高、また風力発電機と住居等との離隔距離等に十分留意しながら、影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

(6) 動物、植物、生態系

事業に伴う風車の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置、及び工事の実施等による動物、植物、生態系への影響について、配慮書において計画段階配慮事項として選定していないが、特に工事の実施に伴う濁水の発生による水生の動物・植物・生態系への重大な影響は十分に懸念されるところである。ついては計画段階配慮事項として、改めて工事の実施によるこれらへの環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。その結果、重大な環境影響が予測された場合は、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

事業実施想定区域の周辺では、希少猛禽類であるイヌワシの生息地情報があるほか、クマタカ、オオワシの生息情報もある。また事業実施想定区域の周辺の池はハクチョウ類やカモ類等の渡り鳥の越冬地となっているとする情報も得られている。このような地域特性を踏まえ、鳥類への影響について適切に環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に反映すること。

また、事業実施想定区域の一部は鳥獣保護区に指定されていること、事業の影響は事業実施区域の周辺にも及ぶことなどを踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うに十分な調査範囲、調査時期等を考慮して環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(7) 景観

本事業においては、風力発電機による影響のみでなく、風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置による景観への影響も懸念されるため、この点も踏まえて環境影響評価を実施すること。

鳥取市では、市域全体を景観計画地域の対象として景観づくりの基準を策定していることから、関係機関と協議及び調整の上、事業計画の検討を行うこと。

また、配慮書においては眺望点として選定されていないが、風力発電機の視認の可能性がある地点には、山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園とその城下町等、さらには星空観察の適地とされる安蔵公園が存在することなども踏まえて環境影響評価を実施すること。

加えて、主要な眺望点からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの景観、さらには日中のみでなく夜間における景観も含めて適切に環境影響評価を実施し、風力発電機の設置による景観の変化が住民等に心理的圧迫感等を与える可能性についても十分考慮したうえで、その結果を事業計画に反映すること。

(8) 文化財

事業実施想定区域内において周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うこと。

(9) 事業地の選定

事業実施想定区域内には保安林や周知の埋蔵文化財包蔵地などが存在している。事業計画の検討においては、これらと風力発電機及びその付帯設備との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切な対応を行うこと。

(10) その他の留意事項

当県では今年度末からの運航開始を目指して鳥取県ドクターヘリの導入準備が進められているところである。事業実施想定区域内及びその周辺でランデブーポイント（場外離着陸場）として想定される地点等について関係機関に確認し、またヘリコプターの飛行や離着陸等、鳥取県ドクターヘリの運用に影響を及ぼす範囲に風力発電機を設置することがないように、関係機関と協議及び調整を行うこと。



受環生第1114号
平成29年11月8日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取市長 深澤 義彦



(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業に係る環境影響評価方法書について(回答)
(対平成29年10月5日付け第201700158948号)

このことについて、下記のとおり回答します。

記

計画段階環境配慮に対する意見について

- (1) 事業実施想定区域の一部は、気高都市計画区域内及び電波法の告示に係る伝搬障害防止区域内に該当します。(11号機の予定地は伝搬障害防止区域に近接するとみられます。)

(鳥取市都市整備部建築指導課)

- (2) 環境影響の詳細な調査について環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に沿って、実施すること。

特に配慮が必要な施設について表4.3.1-3より、逢坂小学校は事業実施想定区域からの距離が約0.5kmと非常に近い距離にある。また、0.5km以内に330戸の住宅があることから、距離の確保や配置計画については十分な配慮を行うこと。

周辺住民への配慮について風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されているため、風車騒音の騒音レベルに関わらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられる。周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮を欠かさないこと。

(鳥取市環境下水道部生活環境課)

- (3) 環境影響評価方法書に計画している景観調査地点に、JR山陰本線、山陰道、鳥取西道路、国道9号線を加え、合成写真(フォトモンタージュ等)等により、地域住民に説明を行い、合意形成を図ったうえで実施してください。

本市では景観計画において山並みや稜線の保全に努めることになっているため、事業計画区域内に、風車を建設した場合抵触すると考えられます。

(鳥取市都市整備部都市環境課)

- (4) 事業実施想定区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリアに位置しており、景観の大幅な改変が予想される。事業が実施された場合は、事業終了後の景観の復元までの計画が示される必要がある。また、特徴的な地質の露頭が発見された場合は、速やかに鳥取市担当課や山陰海岸

ジオパーク推進協議会と地質調査・保全に向けた連携をとることが必要である。

事業実施想定区域の近くには、日光池、水尻池があり、野鳥の飛来地となっているため、パードストライク等の鳥類への影響が懸念される。野鳥の飛翔コースと直行させないようにするなど、生態系の破壊にならない配慮が必要である。

(鳥取市経済観光部鳥取砂丘・ジオパーク推進課)

- (5) 造成等の施行に関連し、雨水の流れを測定するとのことですが、周辺の状況、特に下流域に存在する作業道の位置に留意し、測定範囲を検討してください。なお、事業の実施にあたり、林道の使用、市行造林契約の解除、森林経営計画の変更等事前協議が必要となる場合がありますので、関係者との事前協議をお願いいたします。

(鳥取市農林水産部林務水産課)

- (6) 基本的には農地以外での風車設置を検討していただきたい。特に、鳥取市青谷町早牛にあるいかり原牧場(所有者:鳥取市)、青谷町蔵内・青谷町河原にある樹園地は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)(以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農用地である。風力発電所は、農用地区域以外の土地において設置することが可能であるため、農振法第13条第2項第1号に掲げる要件(農用地区域内の土地しか当該施設を設置できる土地がないと認められる場合)を満たさないことから、農用地区域外の土地での設置を検討していただきたい。

また、風車の設置に伴う騒音や日照遮断等が周辺の家畜や農作物等の生育に悪影響を及ぼさないよう配慮していただきたい。

(鳥取市農林水産部農業振興課)

- (7) 埋蔵文化財の取り扱いについて開発事業計画区域周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が所在していることから、開発事業計画区域内にも埋蔵文化財が所在している可能性があります。風力発電用装置及び送電施設並びに搬入路、風況調査用ポール等の設置場所が決まり次第、埋蔵文化財の取り扱いについて協議を行ってください。

指定文化財について開発事業計画区域内には指定文化財は所在していませんが、開発事業計画区域周辺では国特別天然記念物コウノトリの飛翔が確認されていることから生態系調査対象の項目の中に加えてください。

(鳥取市教育委員会文化財課)



第201700316278号
平成30年4月4日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての環境保全の見地からの知事意見について (通知)

このことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定により、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

(担当) 生活環境部環境立県推進課 池山、木下 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

本事業計画は、鳥取市において最大で総出力 40,000kW、基数にして最大 14 基の風力発電機の導入を目指すものである。現計画では風力発電機の多くは集落等に囲まれた区域で設置が検討されており、住民生活等への環境影響が懸念される。このため、環境影響評価を慎重に実施すること、及びその結果に基づき事業に伴う住民生活等への環境影響を可能な限り回避又は最大限低減されることが必要である。

また、本事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対しては、事業に伴う環境影響等に関して、のべ 300 件以上の意見が寄せられており、周辺地域の住民をはじめとする関係者にとって関心の高い事業となっていることがうかがえ、これら寄せられた意見に事業者は誠実かつ丁寧に対応する必要がある。本事業に係る計画段階環境配慮書における当職の意見でも述べたとおり、事業の実施に当たっては、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者（以下「地域住民等」という。）の理解が不可欠であることから、環境要素に応じた十分な範囲の地域住民等に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他の手法により地域住民等から意見や要望を聴取する機会を適切に設け、その意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、事業者として引き続きその理解醸成に努めることが求められる。

については、以下の意見を踏まえ、慎重に環境影響評価を実施し、また、その結果を踏まえて事業に伴う環境影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう事業規模や風力発電機の設置基数の大幅な縮小も含めて事業計画を検討すること。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、その時点で採用可能な最新の知見を踏まえ、また必要に応じて専門家の助言等を踏まえながら適切な調査、予測及び評価手法を採用すること。また予測に当たっては、その時点で想定される事業の諸元のうち、影響が最大となる条件に基づき各環境要素に及ぼす影響を可能な限り定量的に予測し、評価に当たっては単に基準値や規制値等と比較するのみでなく、周辺の学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設やそこで居住する人々の存在などをはじめとする事業実施区域周辺の地域特性なども踏まえたうえで、現在の環境を極力悪化させないという観点から事業による影響の回避又は最大限の低減が十分にされているかを評価すること。
- (2) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、風力発電機の配置や機種及び取付道路や取付ヤード等の付帯設備に係る具体的な計画を記載すること。なお、環境影響評価の結果、環境影響の回避又は低減が十分でないとして評価した場合は、事業の規模や風力発電機の設置基数の大幅な縮小も含めて事業計画の見直しを検討すること。また、環境影響評価の結果等を踏まえた事業計画の検討経過は準備書に詳細に記載すること。
- (3) 準備書の作成にあたっては、地域住民等が事業実施に伴う影響を容易かつ十分に理解できるよう、各評価項目についての調査結果等を具体的かつ分かりやすく記載し、専門的な表現については解説等を付すとともに、図表については見やすいものとする。また、地域住民等に対する説明会等においては、図表や写真、動画を活用するなどして分かりやすい説明となるよう工夫すること。さらに、地域住民等に対する説明会や意見を聴取する機会の設定は、環境影響評価法その他の法令で規定されるもののみとすることなく、必要に応じて適宜実施することとし、これらにより得られた意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、理解醸成に真摯に努めること。
- (4) 環境影響評価の実施に併せて各環境要素に応じた予測の不確実性の度を整理したうえで、工

事中及び施設供用中における事後調査の要否について検討し、その検討の結果を準備書に記載すること。なお検討の結果、事後調査を必要とする環境要素についてはその調査計画及び予測の範囲を超える環境影響が確認された場合の対応計画を、また事後調査を必要としないと判断した環境要素についてはその理由を準備書にそれぞれ詳細に記載すること。

- (5) 事業実施区域の周辺では、他事業者により「(仮称)鳥取風力発電事業」について環境影響評価法に基づく手続が進められていることから、この事業との累積的な影響が懸念される。各環境要素に係る累積的な影響を予測・評価するため、必要な情報の収集や他事業者と協議・調整を行った上で事業計画を検討するなど、その累積的な影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、振動

施設の稼働による騒音及び超低周波音の予測に当たっては、全ての風車が稼働した影響が最大となる条件で複数の風力発電機間の複合的な影響や、音の吸収、反射、回折などを含めて予測することとし、可能な範囲で風による音の伝搬への影響を併せて予測すること。

また、事業実施区域の周辺に複数の住居が存在すること、環境省が選定した「残したい日本の音風景 100 選」として「因州和紙の紙すき」が存在することなどの地域特性を踏まえ、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の評価に当たっては、風力発電機の配置や構造あるいは事業の規模等が、影響を可能な限り回避又は最大限低減するものとなっているかの観点から評価すること。

なお、風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響については、その予測の不確実性の程度によっては近隣住民等の生活環境に直接影響を及ぼす可能性のある環境要素であることから、事後調査の対象として選定することとし、準備書にその調査計画及び予測の範囲を超える環境影響が確認された場合の対応計画を詳細に記載すること。

また工事用資材等の搬出入車両の走行による騒音及び振動について、走行を計画している一般県道等の近傍にも住居等が存在することから、これら一般県道等の沿道について騒音及び振動の調査地点として追加し、これらの車両の走行による住居等へ及ぼす影響を適切に予測及び評価すること。

(2) 水環境

工事の実施により発生するおそれのある水の濁りに係る調査地点について、方法書に示される「水質 9」の調査地点は風力発電設備の設置を検討する箇所直近河川ではなく、その下流部の別の河川との合流後の地点を設定しているなど、その妥当性に疑義のある調査地点がある。水の濁りは魚類等の水生生物へ重大な影響を及ぼす可能性があることも踏まえ、改めてより適切な調査地点が存在する可能性も含めて調査地点を検討した上で調査を実施すること。また、工事に伴う濁水の発生量を適切に予測したうえで、十分な規模の沈砂地を設けるなど、適切な環境保全措置がなされるよう事業計画を検討すること。

事業実施区域周辺には地域住民に親しまれている湧水のほか、水道水源が複数存在していることを踏まえ、事業が地下水に及ぼす影響を調査、予測及び評価する手法を検討し、実施すること。

(3) 重要な地形及び地質

事業実施区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリア内に位置することを踏まえ、現地調査により特徴的な地質の露頭等が発見された場合には、地質の調査及び保全に向けて関係機

関と連携を取ること。

(4) 風車の影

風力発電機の稼働による風車の影の影響については、影響が最大となる季節や時間等を考慮して可能な限り正確に予測し、また予測結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずることにより住民生活等に及ぼす影響を可能な限り回避すること。

(5) 動物、植物、生態系

生態系の予測及び評価に当たっては、注目種と他の動物、植物や周辺環境との相互作用等を含めて把握するため、可能な限り多くの種を対象として調査を行うこと。また、事業実施区域周辺に生態系の上位種である猛禽類が生息していることから、事業実施区域が採餌場として重要な生態系を提供している可能性があるため、餌資源となる動植物について可能な限り定量的な調査、予測及び評価となるよう努めること。

動植物に係る調査を実施する時期は、その地域に存在する可能性のある希少種等の季節ごとの移動、あるいは開花・結実の時期等、注目すべき種の生態を踏まえて適切に設定すること。

事業実施区域周辺ではイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息・飛翔が専門家から指摘されており、また水尻池や日光池等はカモやコハクチョウなどの飛来地となっているほか、さらには区域周辺において特別天然記念物に指定されるコウノトリの飛翔があるなどの情報も得られている。これらの情報を踏まえながら、また必要に応じて専門家や地域住民等へのヒアリングを行いながら事業実施区域及びその周辺における鳥類の生息・飛翔等に係る状況を十分な期間及び範囲で調査したうえで事業による影響を予測・評価し、適切に事業計画に反映すること。

(6) 景観

景観の調査、予測及び評価は、事業実施区域及びその周辺が山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであり、その認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園などが存在することなどを踏まえ、適宜ジオパークの関係機関等と協議・調整しながら実施すること。

JR山陰本線及び山陰道をはじめとする主要な道路等を調査地点に加え、シークエンス景観（移動景観）に及ぼす影響についても調査、予測及び評価を行うこと。また、シークエンス景観に係る予測結果を地域住民等に説明する際には動画を活用するなど、イメージしやすい説明となるよう工夫すること。

夜間の景観においては、航空障害灯の設置による光の点滅による影響が懸念されることから、予測・評価の結果を地域住民等に説明する際には、動画を活用するなどイメージしやすい説明となるよう工夫すること。

(7) 文化財

事業実施区域内には周知の埋蔵文化財包蔵地のほか、未知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があるため、関係機関と協議のうえ適切に調査等を実施すること。

(8) 事業地の選定

事業実施区域内には土砂崩壊防備保安林が存在しているため、事業により当該保安林を改変することがないように事業計画を検討すること。

受環生第1883号
平成30年3月26日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取市長 深澤 義彦

(仮称)鳥取風力発電事業に係る環境影響評価方法書について(回答)
(対平成30年2月26日付け第201700284093号)

このことについて、下記のとおり回答します。

記

計画段階環境配慮に対する意見について

(1) 環境影響の詳細な調査について環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に沿って、実施すること。

特に配慮が必要な施設について表4.3-1図より、事業実施想定区域(風力発電機の設置対象外)の区域内にある住居及び明治小学校は、複数の風力発電機から影響を受ける可能性が懸念されるため、距離の確保や配置計画については十分な配慮を行うこと。

周辺住民への配慮について風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されているため、風車騒音の騒音レベルに関わらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられる。周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮を欠かさないこと。

(鳥取市環境下水道部生活環境課)

(2) 環境影響評価方法書に計画している景観調査地点に、鹿野町城下町景観形成重点区域、JR山陰本線、山陰道、鳥取西道路、国道9号線を加え、合成写真(フォトモンタージュ等)等により、地域住民に説明を行い、合意形成を図った上で実施すること。

本市では景観計画において山並みや稜線の保全に努めることになっているため、事業計画区域内に、風車を建設した場合抵触すると考えられる。

また、鹿野町城下町景観形成重点区域の眺望によっては、抵触する可能性がある。

(鳥取市都市整備部都市環境課)

(3) 景観に関する眺望点として、林道鳥取中央線における「衣笠山展望台」の追加を検討していただきたい。

(林務水産課)

(4) 開発区域は現在のところ文化財保護法で定める周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、未踏査となっている箇所や未発見の文化財が所在してい

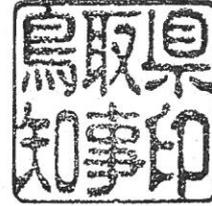
る可能性があるため、開発にあたっては事前に調整をすること。

(教育委員会事務局文化財課)

第201800096646号
平成30年7月18日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての環境保全の見地からの知事意見について (通知)

このことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定により、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

(担当) 生活環境部環境立県推進課 池山、木下 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

本事業計画は、鳥取県鳥取市において最大で総出力 144,000kW、基数にして 32 基の風力発電機の導入を目指すものであり、集落を囲む急峻な山地に大規模な改変が加えられ、動植物や生態系などの自然環境及び近隣住民の生活環境に対し重大な影響を与えることが懸念されるため、極めて慎重に環境影響評価を行うべき事案である。

しかしながら、提出された環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）には、基本的な事項となる風車の配置、取付道路等の整備計画や切土・盛土の計画等、事業計画に関する具体的な情報に乏しく、環境影響の調査、予測及び評価の手法についても、十分に検討されているとは言い難く、環境への配慮や地元の理解醸成に万全を期しているとは認めがたい。

近年、風力など地域の資源を生かした発電事業に対しては、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、地域住民や自治体等の理解を得ながら進められるべきであるが、事業計画に関する情報の公開や住民等への説明については、積極的かつ丁寧に実施されているとは認められず、そもそも、周知が不十分であるなど、本事業に関する情報が住民等一人一人に行き届いているか疑問である。

このため、事業者は、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の段階に向けて、以下に述べる事項について十分に留意したうえで事業計画を検討するとともに、環境影響評価の結果、環境影響の回避又は低減が十分でないと評価した場合は、事業の大幅な縮小や廃止も含めて抜本的な見直しを行う必要がある。

1 総括的事項

- (1) 本事業は、地権者のみならず相当範囲の地域住民に影響が及ぶ問題であるため、速やかに事業計画に関する情報を公開するとともに、法定の説明会に限らず積極的に説明の機会を設け、例えば、事業実施計画区域周辺において集落単位で複数回開催する、学校や病院、福祉施設など特に環境保全に配慮が必要な施設に対しては個別に説明を行うなど、住民等一人一人にきちんと情報が届くように丁寧に説明を行うとともに、これらにより得られた意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応に努めること。

また、インターネットによる図書の公表については、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間に関わらず常時事業計画を公表するなど、利便性の向上と住民等との相互理解の促進に努めること。

- (2) 提出された方法書は、基本的な事項となる風車の配置、取付道路等の整備計画や切土・盛土の計画等、事業計画に関する具体的な情報に乏しく、審査の過程において事業者から説明資料が提出されたものの、これらに起因する環境影響については、審査会への情報不足から調査地点の妥当性など十分に議論が深まらなかったところである。

このため、今後、事業計画の具体化に合わせて、調査、予測及び評価の手法を見直し、事前に専門家や有識者へのヒアリングを行う等、事業者自ら再度検証したうえで、現地調査を行うこと。

- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、その時点で採用可能な最新の知見を踏まえ、必要に応じて専門家の助言等を参考にしながら、適切な調査、予測及び評価の手法を採用すること。予測に当たっては、その時点で想定される事業の諸元のうち、影響が最大となる条件に基づき各環境要素に及ぼす影響を可能な限り定量的に予測し、評価に当たっては単に基準値や規制値等と比較するのみではなく、現在の環境を極力悪化させないという観点から事業による影響の回避又は最大限の低減が十分になされているかを評価すること。また、採用した調査及び予測の手法と得られた評価結果の妥当性について、先行事例との対比によって、可能な限り定量的に評価すること。

特に、整備が想定されている 4,500kW 級の風車については、これまで国内の陸域では実績の少ない大型のものであるため、単一の手法に頼るのではなく、複数の手法による多角的な視点で調査、予測及び評価すること。

- (4) 準備書には、方法書に明確に示されていない風力発電機の配置及び機種、取付道路や取付ヤード等の附帯設備、切土・盛土の計画、法面の処理方法、残土や伐採木の処分計画等について、十分な審査や検証ができるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (5) 本事業では、かなりの量の切土や盛土が予想されるため、これらにより影響が及ぶと考えられる水環境、景観、生態系等の環境項目に対して適切に予測評価することはもとより、本事業によって工事期間中も含めて谷埋め盛土の崩落や地滑りなどの土砂災害の危険性が高まることのないように、防災面や安全面からも万全のものとする。また、濁水の影響と対策については、十分な予測、評価が必要である。
- (6) 準備書の作成、縦覧及び説明会の実施にあたっては、準備書及び要約書に加えて、地域住民等が事業実施に伴う影響を容易かつ十分に理解できるよう概要を示すパンフレットを作成するなど、より住民の理解醸成に配慮した資料を作成すること。なお、準備書、要約書及び前述の資料については各評価項目についての調査結果等を具体的かつ分かりやすく記載し、専門的な表現については解説等を付すとともに、図表については見やすいものとする。
- (7) 環境影響評価の実施に併せて各環境要素に応じた予測の不確実性の程度を整理したうえで、工事中及び施設運転開始後における事後調査の要否について検討し、その検討の結果を準備書に記載すること。なお、検討の結果、事後調査を必要とする環境要素についてはその調査計画及び予測の範囲を超える環境影響が確認された場合の対応計画を、事後調査を必要としないと判断した環境要素についてはその理由をそれぞれ準備書に詳細に記載すること。
- (8) 対象事業実施区域となる鳥取市からは、JR 山陰本線及び山陰道をはじめとする主要な道路等からの景観のほか、鹿野町城下町景観形成重点区域や林道鳥取中央線における衣笠山展望台からの眺望を調査地点に加えることなど、県に対して意見が寄せられているところであり、引き続き鳥取市に対して事業計画の具体化に応じた情報を提供するとともに、意見や要望に対して十分な説明や誠意ある対応に努めること。
- (9) 対象事業実施区域の周辺では、他事業者により「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」の環境影響評価法に基づく手続が進められている。この事業との各環境要素に係る累積的な影響を予測及び評価するため、必要な情報の収集や他事業者と協議及び調整を行った上で事業計画を検討するなど、その累積的な影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、振動

ア 施設の稼働による騒音及び超低周波音にあつては、影響が最も大きくなると考えられる全ての風車が稼働した条件のもと、複数の風力発電機間での複合的な影響や、音の吸収、回折及び反射など様々な要素を考慮し、可能な範囲で風による音の伝搬を含めて正確に予測及び評価すること。

イ 整備が想定されている 4,500kW 級の風車については、これまで国内の陸域では実績の少ない大型のものであるため、単一の手法に頼るのではなく、複数の手法による多角的な視点で調査、予測及び評価すること。

ウ 風車との距離が近いにもかかわらず騒音の調査地点が設定されていない住宅地域や施設（明治小学校等の環境保全上配慮すべき施設 本編 P136, 137 参照）が見られる。騒音及び超低周波音は近隣の住民にとって関心の高い環境項目であることから、これらを調査地点に追加するなど、きめ細かく調査を実施すること。

エ 事業計画が具体化する中で、変電所が設置される場合は、そこから発生する騒音についても予測及び評価すること。また工食用資材等の搬出入を夜間に実施する計画があれば、道路交通騒音や振動について夜間も調査期間に追加すること。

オ 風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響については、予測に一定の不確実性を伴うため、近隣住民等の生活環境に直接影響を及ぼす可能性のある環境要素であると認識し、事後調査の対象として選定するとともに、準備書にその調査計画及び予測の範囲を超える環境影響が確認された場合の対応計画を詳細に記載すること。

(2) 水環境

ア 本事業は急峻な山地に多数の風車を立てる計画であり、新たな取付道路も含めると相当の工事面積となる。これら工事により土地の保水力が弱まることや、近年の集中豪雨等の傾向、雨が降った際の土砂や濁水の流れも適切に予測したうえで、沈砂池の配置及び設計等十分に環境保全措置がなされるよう事業計画を検討すること。

また、流域単位では影響が軽微であると予測された場合でも、流域内のより小さな流域単位では大きな影響が予測される場合があることを踏まえ、流域への影響を考える際には、その小流域単位の影響度合いも含め適切に予測及び評価すること。

イ 土壌及び地質について、土壌の透水性や粒径分布を調べるための土質の調査地点の選定には、その地点が地域を代表する地質となっているか、その地質がどの程度広がりをもっているのかを把握したうえで選定することが必要であり、改変する地点等の動向も踏まえて、調査地点の追加変更を行うこと。

ウ 風力発電機の基礎の設置等により地下水の水質や量に影響が出る可能性があり、工事による地下水への影響を確認するためには既設井戸の水位や水質等のモニタリングが必要である。このことから対象事業実施区域及びその周辺における水道水源や自家用井戸等の地下水の利用状況を把握した上で、事業実施による地下水への影響を予測及び評価する手法について検討し、これを実施すること。また、土地の形質を変更する場所については、表層の土壌や地質のみならず、風力発電機の基礎を設置する深度の地質や含有する重金属等の有害物質についても十分に把握し、適切に対応すること。

(3) 風車の影

風力発電機の稼働による風車の影の影響については、影響が最大となる季節や時間等を考慮して可能な限り正確に予測し、また予測結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずることにより住民生活等に及ぼす影響を可能な限り回避すること。

(4) 動物、植物、生態系

ア 動植物調査について、対象事業実施区域の面積に比して調査地点が過少に感じられる。動物、植物及び環境が互いに密接に関連していることを踏まえ、植生図等が現状を適切に反映しているか、重要な種だけでなく実施区域に生息している動植物の状況を的確に捉える調査手法となっているかなど、調査地点数を含め再度検討すると共に、その検討の経緯も合わせ、具体的に準備書に記載すること。

また、希少な植物種は代表的地質よりも特殊な地質に多いことに留意し、植物相や植生の調査においては、取付道路の設置場所も含め対象事業実施区域及びその周辺を綿密に調査すること。

イ 底生生物の調査（本編 P340、要約書 P65）について、湖山池に南西側から流れ込む河川には取付道路等の工事に伴う濁水が流入することが疑われる。水の濁りは魚類等の水生生物へ重大な影響を及ぼす可能性があることも踏まえ、改めて適切な調査地点が設定されているか、あるいは追加すべき調査地点が存在しないかの可能性も含めて検討した上で調査を実施すること。また底生生物としてイシガイ等が存在する可能性があるが、河川の1地点だけを調べて不存在が判断できるものではなく、一定程度のエリアの調査が必要であることに留意すること。

ウ 鷲峰山鳥獣保護区の一部が対象事業実施区域に含まれるが、当鳥獣保護区は、森林に生息する鳥獣の保護を図るために狩猟が禁止される保護区に指定されていることを踏まえ、現地調査等により実態を把握したうえで鳥獣への影響を可能な限り回避すること。

また、動植物、特に鳥類においては、対象事業実施区域において「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき特定希少野生動物種に指定されているイヌワシ（クマタカ）の生息情報があり、営巣の確認は特に慎重に行う必要がある。対象事業実施区域の周辺では渡り鳥の越冬地の情報も得られているため、現地調査の際には、調査時期や調査地点を充分考慮して調査、予測及び評価するとともに、バードストライクによる影響については、国が公開している「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」など最新の知見を踏まえ可能な限りの回避低減等対策を検討し、その結果を具体的に準備書に記載すること。

(5) 景観

ア 景観については、風車だけでなく取付道路等附帯設備の設置や、樹木の伐採、法面の処理などによる景観の変化も踏まえて調査、予測及び評価すること。フォトモンタージュ等の作成に当たっては、各季節毎に風車等が視認しやすい天候時に行うとともに、複数の風車や取付道路、法面等による景観への影響が把握できるようパノラマ画像等を用い広範囲の眺望景観及び身近な景観への影響等について、調査、予測及び評価をすること。

イ 地権者のみならず相当範囲の地域住民に影響が及ぶ問題であるため、法定の説明会に限らず積極的に説明の機会を設け、風車の設置位置のほか取付道路等附帯設備も含めて情報を速やかに公開すること。また、事業計画を進めるにあたっては、地域住民等が当事者として理解し、検討できるだけの具体的かつ詳細な事業計画を提供したうえで、景観に関する影響を十分に説明し理解を得るよう努めるとともに、その景観への影響が最小となるよう、配置や色彩等について十分に検討すること。

ウ 航空障害灯の点滅等による夜間景観への影響について、星空環境の保全の観点を含めて予測及び評価するとともに、結果を地域住民等に説明する際には、動画を活用するなどイメージしやすい説明に努めること。

エ JR 山陰本線及び山陰道をはじめとする主要な道路等からの景観のほか、鹿野町城下町景観形成重点区域や林道鳥取中央線における衣笠山展望台からの眺望を調査地点に加えるよう鳥取市より要望があることから、この点についても検討すること。

(6) 文化財

対象事業実施区域は現在までのところ文化財保護法に定める周知の埋蔵文化財包蔵地ではないものの、未踏査な地点や未知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があるため、風車及びその附帯設備の配置等の検討に当たっては、あらかじめ関係機関と協議のうえ適切に調査を実施するなど十分に注意を払うこと。

(7) 事業地等の選定

対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域のほか水源涵養保安林等が含まれている。風力発電機及び附帯設備の設置によりこれら区域が改変されることのないようその配置等を検討することとし、併せて、計画が具体化する段階においては、あらかじめ関係機関と十分に協議及び調整すること。

(8) 関係事業者

対象事業実施区域の一部の河川は湖山池に流入している。湖山池には漁業権が設定されていることから、事業実施にあたっては免許されている湖山池漁協に対し、適切な時期に十分な説明を行うとともに、工事にあたっては土砂流出及び濁水防止、工事完成後の土砂流出防止対策等について検討し適切に対応すること。